

諮問序：防衛大臣

諮問日：令和5年10月6日（令和5年（行情）諮問第876号ないし同第880号）、同月19日（同第927号）及び令和7年11月11日（令和7年（行情）諮問第1296号ないし同第1299号）

答申日：令和8年3月11日（令和7年度（行情）答申第970号ないし同第975号及び同第987号ないし同第990号）

事件名：「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書10」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書21」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年9月13日付け防官文第15554号、同年11月24日付け同第19693号、令和4年1月31日付け同第1447号、同年4月14日付け同第7405号、同年6月27日付け同第12425号、同年7月5日付け同第13006号、同年11月21日付け同第21740号、令和5年1月30日付け同第1535号、同年2月24日付け同第3673号ないし同第3676号及び同年6月30日付け同第14060号ないし同第14065号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分18」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

アないしエ（略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カないしク（略）

(2) 審査請求書2（原処分2について）

アないしカ（略）

(3) 審査請求書3（原処分3について）

アないしエ（略）

オ 上記（1）オと同旨。

カ及びキ（略）

(4) 審査請求書4（原処分4について）

アないしエ（略）

- オ 上記（１）オと同旨。
カ ないしク （略）
- （５）審査請求書５（原処分５について）
ア ないしオ （略）
- （６）審査請求書６（原処分６について）
ア ないしエ （略）
オ 上記（１）オと同旨。
カ ないしク （略）
- （７）審査請求書７（原処分７について）
ア ないしエ （略）
オ 上記（１）オと同旨。
カ ないしク （略）
- （８）審査請求書８（原処分８について）
ア ないしオ （略）
- （９）審査請求書９（原処分９ないし原処分１２について）
ア ないしエ （略）
オ 上記（１）オと同旨。
カ （略）
キ 他に文書がないか確認を求める。
審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。
ク （略）
- （１０）審査請求書１０（原処分１３について）
ア ないしエ （略）
オ 上記（１）オと同旨。
カ （略）
キ 上記（９）キと同旨。
ク （略）
- （１１）審査請求書１１（原処分１４ないし原処分１８について）
ア ないしエ （略）
オ 上記（１）オと同旨。
カ （略）
キ 上記（９）キと同旨。
ク （略）

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

（１）原処分１及び原処分９について

本件開示請求は、本件請求文書１の開示を求めるものであり、これに

該当する行政文書として、文書1ないし文書11を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年9月13日付け防官文第15554号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書3及び文書4（表紙のみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年2月24日付け同第3673号により、本件対象文書のうち、文書4（表紙を除く。）及び文書5ないし文書11について、同条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分9）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分9に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1及び原処分9に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年及び約2年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）原処分2及び原処分10について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書4（表紙を除く。）及び文書5ないし文書13を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年11月24日付け防官文第19693号により、本件対象文書のうち、文書12（表紙のみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和5年2月24日付け同第3674号により、本件対象文書のうち、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書11、文書12（表紙を除く。）及び文書13について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分10）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分10に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2及び原処分10に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年11か月及び約2年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（3）原処分3及び原処分11について

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書11、文書12（表紙を除く。）、文書13及び文書14を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年1月31日付け防官文第1447号により、本件対象文書のうち、文書11（かがみのみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、令和5年2月24日付け同第3675号により、本件対象文書のうち、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）、文書12（表紙を除く。）、文書13及び文書14について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分11）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分11に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3及び原処分11に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年7か月及び約2年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（4）原処分4及び原処分12について

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）、文書12（表紙を除く。）、文書13及び文書14を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年4月14日付け防官文第7405号により、本件対象文書のうち、文書12（表紙を除く。）及び文書13について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った後、令和5年2月24日付け同第3676号により、本件対象文書のうち、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）及び文書14について、同条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分12）を行った。

本件審査請求は、原処分4及び原処分12に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分4及び原処分12に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年5か月及び約2年7か月を要しているが、その間多数の開示請求

に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(5) 原処分5及び原処分13について

本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）及び文書14ないし文書19を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年6月27日付け防官文第12425号により、本件対象文書のうち、文書14について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分5）を行った後、令和5年6月30日付け同第14060号により、本件対象文書のうち、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）及び文書15ないし文書19について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分13）を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分13に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分5に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(6) 原処分6及び原処分14について

本件開示請求は、本件請求文書6の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）、文書12（表紙を除く。）及び文書13ないし文書19を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年7月5日付け防官文第13006号により、本件対象文書のうち、文書12（表紙を除く。）、文書13及び文書14について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った後、令和5年6月30日付け同第14061号により、本件対象文書のうち、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）及び文書15ないし文書19について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分14）を行った。

本件審査請求は、原処分6及び原処分14に対して提起されたもので

あり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分6に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(7) 原処分15について

本件開示請求は、本件請求文書7の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）及び文書15ないし文書19を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年9月12日付け防官文第17214号により、文書18（表紙のみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分1」という。）を行った後、令和5年6月30日付け同第14062号により、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）、文書15ないし文書17、文書18（表紙を除く。）及び文書19について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分15）を行った。

本件審査請求は、原処分15に対して提起されたものである。

(8) 原処分16について

本件開示請求は、本件請求文書8の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）及び文書15ないし文書19を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年9月12日付け防官文第17219号により、文書18（表紙のみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分2」という。）を行った後、令和5年6月30日付け同第14063号により、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）、文書15ないし文書17、文書18（表紙を除く。）及び文書19について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分16）を行った。

本件審査請求は、原処分16に対して提起されたものである。

(9) 原処分7及び原処分17について

本件開示請求は、本件請求文書9の開示を求めるものであり、これに

該当する行政文書として、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）、文書15ないし文書17、文書18（表紙を除く。）及び文書19ないし文書21を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年11月21日付け防官文第21740号により、本件対象文書のうち、文書19（表紙のみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った後、令和5年6月30日付け同第14064号により、本件対象文書のうち、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）、文書15ないし文書17、文書18（表紙を除く。）、文書19（表紙を除く。）、文書20及び文書21について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分17）を行った。

本件審査請求は、原処分7及び原処分17に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(10) 原処分8及び原処分18について

本件開示請求は、本件請求文書10の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）、文書15ないし文書17、文書18（表紙を除く。）、文書19（表紙を除く。）、文書20及び文書21を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年1月30日付け防官文第1535号により、本件対象文書のうち、文書21（表紙のみ。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分8）を行った後、令和5年6月30日付け同第14065号により、本件対象文書のうち、文書4（表紙を除く。）、文書5ないし文書10、文書11（かがみを除く。）、文書15ないし文書17、文書18（表紙を除く。）、文書19（表紙を除く。）、文書20及び文書21（表紙を除く。）について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分18）を行った。

本件審査請求は、原処分8及び原処分18に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法第19条第1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月6日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第876号ないし同第880号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月19日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第927号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同月27日 審議（令和5年（行情）諮問第876号ないし同第880号）
- ⑥ 同年11月13日 審議（令和5年（行情）諮問第927号）
- ⑦ 令和7年11月11日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1296号ないし同第1299号）
- ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑨ 同月27日 審議（同上）
- ⑩ 令和8年3月5日 令和5年（行情）諮問第876号ないし同第880号、同第927号及び令和7年（行情）諮問第1296号ないし同第1299号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、令和5年（行情）諮問第880号、同第927号並びに令和7年（行情）諮問第1297号及び同第1298号において、諮問庁は、原処分2、原処分3、原処分5及び原処分8に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究の全て（期間は令和2年度）」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の3のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 自衛隊の能力、態勢等に関する情報について

別表の番号1ないし5及び7ないし13に掲げる不開示部分には、自衛隊の将来構想に係る研究、作戦立案、行動、運用及び教育訓練等に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の将来体制や運用態勢、運用要領、能力及び練度等が推察され、自衛隊の任務の効果

的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある旨の諮問庁の別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。

そうすると、当該不開示部分を公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該不開示部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法的観点から研究・考察した内容について

別表の番号14に掲げる不開示部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分には、海上自衛隊幹部学校において法的観点から研究・考察した内容が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国と他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の諮問庁の別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。

そうすると、当該部分を公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の4に掲げる部分については、外務省ウェブサイトにおいて公表されている「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）」に記載されており、これを公にしたとしても、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、当該部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(3) 検討に関する情報について

別表の番号6に掲げる不開示部分には、海上自衛隊幹部学校が行った研究において、特定事項に係る検討内容が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊内での特定事項に係る検討状況が推察され、今後の同種の議論において防衛省・自衛隊内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、防衛省・自衛隊内における当該検討状況について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分は、同条3号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書 1 (令和 7 年 (行情) 諮問第 1 2 9 6 号)
「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第 6 条に基づき行われた研究の全て (期間は令和 2 年度)
- (2) 本件請求文書 2 (令和 7 年 (行情) 諮問第 1 2 9 7 号)
「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第 6 条に基づき行われた研究のうち防官文第 1 5 5 5 4 号 (2 0 2 1. 7. 1 3 - 本本 B 7 2 6) で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求 (2 0 2 1. 7. 1 3 - 本本 B 7 2 6) の後に行われた研究の全て。
- (3) 本件請求文書 3 (令和 7 年 (行情) 諮問第 1 2 9 8 号)
「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第 6 条に基づき行われた研究のうち防官文第 1 9 6 9 3 号 (2 0 2 1. 9. 2 4 - 本本 B 1 3 8 0) で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求 (2 0 2 1. 9. 2 4 - 本本 B 1 3 8 0) の後に行われた研究の全て。
- (4) 本件請求文書 4 (令和 7 年 (行情) 諮問第 1 2 9 9 号)
「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第 6 条に基づき行われた研究のうち防官文第 1 4 4 7 号 (2 0 2 1. 1 1. 3 0 - 本本 B 1 8 7 4) で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求 (2 0 2 1. 1 1. 3 0 - 本本 B 1 8 7 4) の後に行われた研究の全て。
- (5) 本件請求文書 5 (令和 5 年 (行情) 諮問第 9 2 7 号)
「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第 6 条に基づき行われた研究のうち防官文第 7 4 0 5 号 (2 0 2 2. 2. 1 4 - 本本 B 2 5 0 7) で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求 (2 0 2 2. 2. 1 4 - 本本 B 2 5 0 7) の後に行われた研究の全て。
- (6) 本件請求文書 6 (令和 5 年 (行情) 諮問第 8 7 6 号)
「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第 6 条に基づき行われた研究のうち防官文第 1 4 4 7 号 (2 0 2 1. 1 1. 3 0 - 本本 B 1 8 7 4) で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求 (2 0 2 1. 1 1. 3 0 - 本本 B 1 8 7 4) の後に行われた研究の全て。
- (7) 本件請求文書 7 (令和 5 年 (行情) 諮問第 8 7 8 号)
「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第 6 条に基づき行われた研究のうち防官文第 1 2 4 2 5 号 (2 0 2 2. 4. 2 6 - 本本 B 2 1 0) で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求 (2 0 2 2. 4. 2 6 - 本本 B 2 1 0) の後に行われた研究の全て。
- (8) 本件請求文書 8 (令和 5 年 (行情) 諮問第 8 7 7 号)
「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第 6 条に基づき行われた研究

のうち防官文第13006号(2022.5.6-本本B254)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.5.6-本本B254)の後に行われた研究の全て。

(9) 本件請求文書9(令和5年(行情)諮問第879号)

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち防官文第17214号(2022.7.12-本本B649)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.7.12-本本B649)の後に行われた研究の全て。

(10) 本件請求文書10(令和5年(行情)諮問第880号)

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち防官文第21740号(2022.9.21-本本B1505)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.9.21-本本B1505)の後に行われた研究の全て。

2 本件対象文書

- 文書1 研究計画書(***に関する研究)
- 文書2 研究計画書(戦史学習の体系化に関する研究)
- 文書3 研究計画書(統率教育の体系化に関する研究)
- 文書4 令和3年度作戦法規巡回講習
- 文書5 研究資料7
- 文書6 研究資料8
- 文書7 Armistices at sea
- 文書8 研究資料9
- 文書9 Enemy Fishery Vessels in Combat Area at Sea
- 文書10 Rights and Duties of Third States (Neutral Powers) at Sea (in Naval War)
- 文書11 将来/概ね30年後のIWに関する戦闘様相—海上自衛隊における未来戦様相の視座からについて(報告)
- 文書12 統合ロジスティクス(2019年2月4日 改訂1 2019年5月8日)
- 文書13 研究成果報告書(米軍のロジスティクスに関するドクトリン研究)
- 文書14 新たな技術を踏まえた教育のあり方(報告)
- 文書15 AIに関する人材育成について(報告)
- 文書16 海上自衛隊は宇宙とどう付き合うべきか—領域横断作戦から見た海上自衛隊の“宇宙領域における能力”の技術的将来像—

(報告)

- 文書17 研究計画書(米軍のロジスティクスに係るドクトリン研究)
- 文書18 研究資料5
- 文書19 研究資料6
- 文書20 平成27年の平和安全法制の要点
- 文書21 令和4年度作戦法規巡回講習

3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

- (1) 本件請求文書1の対象として特定された文書(令和7年(行情)諮問第1296号)
 - ア 原処分1
文書1ないし文書3及び文書4(表紙のみ。)
 - イ 原処分9
文書4(表紙を除く。)&文書5ないし文書11
- (2) 本件請求文書2の対象として特定された文書(令和7年(行情)諮問第1297号)
 - ア 原処分2
文書12(表紙のみ。)
 - イ 原処分10
文書4(表紙を除く。)、文書5ないし文書11、文書12(表紙を除く。)&文書13
- (3) 本件請求文書3の対象として特定された文書(令和7年(行情)諮問第1298号)
 - ア 原処分3
文書11(かがみのみ。)
 - イ 原処分11
文書4(表紙を除く。)、文書5ないし文書10、文書11(かがみを除く。)、文書12(表紙を除く。)、文書13及び文書14
- (4) 本件請求文書4の対象として特定された文書(令和7年(行情)諮問第1299号)
 - ア 原処分4
文書12(表紙を除く。)&文書13
 - イ 原処分12
文書4(表紙を除く。)、文書5ないし文書10、文書11(かがみを除く。)&文書14
- (5) 本件請求文書5の対象として特定された文書(令和5年(行情)諮問第927号)
 - ア 原処分5

- 文書 1 4
- イ 原処分 1 3
 - 文書 4 (表紙を除く。)、文書 5 ないし文書 1 0、文書 1 1 (かがみを除く。) 及び文書 1 5 ないし文書 1 9
- (6) 本件請求文書 6 の対象として特定された文書 (令和 5 年 (行情) 諮問第 8 7 6 号)
 - ア 原処分 6
 - 文書 1 2 (表紙を除く。)、文書 1 3 及び文書 1 4
 - イ 原処分 1 4
 - 文書 4 (表紙を除く。)、文書 5 ないし文書 1 0、文書 1 1 (かがみを除く。) 及び文書 1 5 ないし文書 1 9
- (7) 本件請求文書 7 の対象として特定された文書 (原処分 1 3) (令和 5 年 (行情) 諮問第 8 7 8 号)
 - ア 先行処分 1
 - 文書 1 8 (表紙のみ。)
 - イ 原処分 1 5
 - 文書 4 (表紙を除く。)、文書 5 ないし文書 1 0、文書 1 1 (かがみを除く。)、文書 1 5 ないし文書 1 7、文書 1 8 (表紙を除く。) 及び文書 1 9
- (8) 本件請求文書 8 の対象として特定された文書 (令和 5 年 (行情) 諮問第 8 7 7 号)
 - ア 先行処分 2
 - 文書 1 8 (表紙のみ。)
 - イ 原処分 1 6
 - 文書 4 (表紙を除く。)、文書 5 ないし文書 1 0、文書 1 1 (かがみを除く。)、文書 1 5 ないし文書 1 7、文書 1 8 (表紙を除く。) 及び文書 1 9
- (9) 本件請求文書 9 の対象として特定された文書 (令和 5 年 (行情) 諮問第 8 7 9 号)
 - ア 原処分 7
 - 文書 1 9 (表紙のみ。)
 - イ 原処分 1 7
 - 文書 4 (表紙を除く。)、文書 5 ないし文書 1 0、文書 1 1 (かがみを除く。)、文書 1 5 ないし文書 1 7、文書 1 8 (表紙を除く。)、文書 1 9 (表紙を除く。)、文書 2 0 及び文書 2 1
- (10) 本件請求文書 1 0 の対象として特定された文書 (令和 5 年 (行情) 諮問第 8 8 0 号)
 - ア 原処分 8

文書 2 1 (表紙のみ。)

イ 原処分 1 8

文書 4 (表紙を除く。)、文書 5 ないし文書 1 0、文書 1 1 (かがみを除く。)、文書 1 5 ないし文書 1 7、文書 1 8 (表紙を除く。)、文書 1 9 (表紙を除く。)、文書 2 0 及び文書 2 1 (表紙を除く。)

4 開示すべき部分

文書 2 1 の 5 2 枚目の不開示部分全て

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	件名及び 1 枚目のそれぞれ 一部	防衛省・自衛隊の作成した防衛構想又はこれに資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制、防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 3	1 枚目の一部	海上自衛隊の将来態勢に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の教育態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 4	2 枚目、3 枚目、14 枚目、15 枚目、17 枚目、20 枚目ないし 23 枚目、25 枚目、26 枚目、29 枚目、30 枚目、45 枚目、46 枚目及び 71 枚目のそれぞれ一部 4 枚目ないし 13 枚目、24 枚目、27 枚目及び 28 枚目のそれぞれページ番号を除く全て	海上自衛隊において研究中である、自衛隊の海上における作戦遂行に密接に関連する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の研究の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

4	文書5	1枚目ないし3枚目、11枚目、16枚目及び17枚目のそれぞれ一部	自衛隊の作戦立案に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		4枚目ないし6枚目、10枚目、12枚目ないし15枚目、18枚目ないし22枚目、24枚目ないし29枚目、32枚目、33枚目、35枚目ないし37枚目、40枚目ないし45枚目及び47枚目のそれぞれ注意表記及びページ番号を除く全て	
		7枚目、8枚目、23枚目、34枚目、38枚目及び46枚目のそれぞれ全て	
		9枚目、30枚目及び31枚目のそれぞれ注意表記を除く全て	
		39枚目のページ番号を除く全て	
	文書6	1枚目ないし3枚目、7枚目ないし10枚目及び50枚目ないし52枚目のそれぞれ一部	
		4枚目、6枚目、11枚目、14枚目、23枚目、27枚目、42枚目ないし46枚目及び48枚目のそれぞれ注意表記及びページ番号を除く全て	
		5枚目、12枚目、13枚目、15枚目ないし22枚目、24枚目ないし26枚目、28枚目ないし41枚目、47枚目及び49枚目のそれぞれ注意表記を除く	

		全て	
5	文書7	15枚目の全て	海上自衛隊における研究に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の研究の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、米国との意見交換に関する情報であり、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書8	1枚目の一部	
		2枚目ないし14枚目及び17枚目のそれぞれ全て	
		15枚目及び16枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
	文書9	2枚目、5枚目ないし8枚目、10枚目及び11枚目のそれぞれ一部	
9枚目、12枚目及び13枚目のそれぞれページ番号を除く全て			
6	文書10	4枚目の一部	海上自衛隊での研究における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
7	文書11	7枚目ないし9枚目、12枚目、34枚目、44枚目、45枚目及び48枚目のそれぞれ一部	自衛隊の防衛力整備及び情報活動に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		10枚目及び11枚目のそれぞれ注意表記及びページ番号を除く全て	
		46枚目及び47枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
8		12枚目、74枚目、77枚目、80枚目、83枚目	自衛隊の収集した情報若しくは情報業務の態勢に関する

		及び102枚目のそれぞれ一部	る情報であり、これを公にすることにより、情報業務に関する現状又は計画が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		75枚目、76枚目、78枚目、79枚目及び103枚目ないし110枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
9		112枚目及び113枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成及び現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書13	1枚目の一部	海上自衛隊の将来構想に係る諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の将来体制及び運用態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11	文書16	3枚目、16枚目、19枚目、21枚目ないし23枚目、29枚目、34枚目、40枚目及び43枚目のそれぞれ一部	海上自衛隊が研究中である情報活動に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の情報能力の現状が推察され、自衛隊の研究及び情報活動の効果的
		35枚目ないし39枚目の	

		それぞれページ番号を除く 全て	な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当し不開示とした。
1 2	文書18	1枚目及び3枚目ないし5枚目のそれぞれ一部	自衛隊の作戦立案に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		6枚目ないし10枚目のそれぞれ注意表記を除く全て	
		11枚目の注意表記及びページ番号を除く全て	
	文書19	1枚目、2枚目、7枚目及び8枚目のそれぞれ一部	
		4枚目、6枚目、9枚目ないし12枚目、14枚目、16枚目ないし22枚目、25枚目及び27枚目ないし30枚目のそれぞれ注意表記及びページ番号を除く全て	
		5枚目、13枚目、15枚目、23枚目、24枚目、26枚目、31枚目及び32枚目のそれぞれ注意表記を除く全て	
1 3	文書20	49枚目の一部	自衛隊の部隊運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の部隊運用が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書21	6枚目及び16枚目のそれぞれ一部	
		17枚目のページ番号を除く全て	
1 4		13枚目ないし16枚目、26枚目、27枚目、33	法的観点からの研究考察内容に関する情報であり、こ

	枚目、34枚目、37枚目、40枚目、47枚目、51枚目、52枚目、56枚目、57枚目、59枚目及び60枚目のそれぞれ一部	それを公にすることにより、我が国と他国等との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	58枚目の全て	

※当審査会事務局において整理した。